

協定書等

資料 33 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、

応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千葉県知事	沼田武	香取郡神崎町長	後藤好男
千葉市長	松井旭	香取郡大栄町長	香取米藏
銚子市長	大川政武	香取郡小見川町長	鈴木弘治
市川市長	高橋國雄	香取郡山田町長	菅谷長藏
船橋市長	大橋和夫	香取郡栗源町長	石橋幹雄
館山市長	庄司厚	香取郡多古町長	菅澤重矩
木更津市長	須田勝勇	香取郡干潟町長	山田常衛
松戸市長	川井敏久	香取郡東庄町長	岩田利雄

野田市市長	根本崇	海上群海上町長	穴澤清
佐原市長	鈴木全一	海上郡飯岡町長	向後貞夫
茂原市長	石井常雄	匝瑳郡光町長	向後肇
成田市市長	小川国彦	匝瑳郡野栄町長	渡辺忠
佐倉市長	渡貫博孝	山武郡大網白里町長	石橋捷洋
東金市長	岡本健	山武郡九十九里町長	斎藤峻佐
八日市場市長	増田健	山武郡成東町長	椎名千収
旭市長	加瀬五郎	山武郡山武町長	並木宏夫
習志野市長	荒木勇	山武郡蓮沼村長	金杉擇
柏市長	本多晃	山武郡松尾町長	古谷淳
勝浦市長	山口吉暉	山武郡横芝町長	實川堅司郎
市原市長	小出善三郎	山武郡芝山町長	内田裕雄
流山市市長	眉山俊光	長生郡一宮町長	渡辺英光
八千代市長	大澤一治	長生郡睦沢町長	河野功
我孫子市長	福嶋浩彦	長生郡長生村長	市原良夫
鴨川市長	本多利夫	長生郡白子町長	林和雄
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎	長生郡長柄町長	横山善長
君津市長	若月弘	長生郡長南町長	仁茂田弘
富津市長	野口岡治	夷隅郡大多喜町長	田嶋隆威
浦安市市長	熊川好生	夷隅郡夷隅町長	久我洋
四街道市長	小川進	夷隅郡御宿町長	伊藤治昌
袖ヶ浦市長	小泉義弥	夷隅郡大原町長	斉藤義人
八街市長	長谷川健一	夷隅郡岬町長	江澤嘉彦
東葛飾郡関宿町長	河井弘	安房郡富浦町長	遠藤一郎
東葛飾郡沼南町長	藤川清	安房郡富山町長	職務代理者
印旛郡酒々井町長	吉岡正孝	安房郡富山町助役	大井正直
印旛郡富里町長	相川義雄	安房郡鋸南町長	富永純
印旛郡印旛村長	山口進	安房郡三芳村長	安藤光男
印旛郡白井町長	秋本衛久	安房郡白浜町長	山口慶朗
印旛郡印西町長職務代理者		安房郡千倉町長	山口功
印旛郡印西町助役	磯貝正尚	安房郡丸山町長	福原榮夫
印旛郡本埜村長	眞嶋八十八	安房郡和田町長	中山卯一郎
印旛郡栄町長	藤江恭	安房郡天津小湊町長	辰馬和郎
香取郡下総町長	澤田正		

資料 34 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して流山町長と千葉県警察本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 39 年 10 月 8 日

流山町長 田中 芳夫
千葉県警察本部長 守谷英太郎

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 条 流山町長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第 3 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は柏警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第 4 条 柏警察署長は当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときはその使用を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱順位の決定は柏警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第 5 条 流山町長は法第 55 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ柏警察署長に連絡しておくものとする。

第 6 条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和 39 年 10 月 8 日から施行する。

資料 35 災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定

(趣旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行。以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋め立てによる最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区別はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式1号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式2号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（契約の締結）

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（疑義が生じた場合）

第9条 協定体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

《様式36・37》

千葉市長	松井旭
銚子市長	大川政武
市川市長	高橋國雄
船橋市長	藤代孝七
館山市長	庄司厚
木更津市長	須田勝勇
松戸市長	川井敏久
野田市長	根本崇
佐原市長	鈴木全一
茂原市長	石井常雄
成田市長	小川国彦
佐倉市長	渡貫博孝
東金市長	岡本健
八日市場市長	増田健
旭市長	加藤五郎
習志野市長	荒木勇
柏市長	本多晃
勝浦市長	山口吉暉
市原市長	小出善三郎
流山市長	眉山俊光
八千代市長	大澤一治
我孫子市長	福嶋浩彦

鴨川市長	本多利夫
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎
君津市長	若月弘
富津市長	白井貫
浦安市長	熊川好生
四街道市長	中台良男
袖ヶ浦市長	小泉義弥
八街市長	長谷川健一
印西市長	海老原栄
関宿町長	河井弘
沼南町長	藤川清
酒々井町長	吉岡正孝
富里町長	相川義雄
印旛村長	山口進
白井町長	中村教彰
本埜村長	眞嶋八十八
栄町長職務代理者	
栄町助役	喜多見明
下総町長	澤田正
神崎町長	後藤好男
大栄町長	山倉正男
小見川町長	鈴木弘治
山田町長	菅谷長蔵
栗源町長	齋藤豊
多古町長	菅澤重矩
千漣町長	山田常衛
東庄町長	岩田利雄
海上町長	穴澤清
飯岡町長	向後貞夫
光町長	向後肇
野栄町長	渡辺忠
大網白里町長	石橋捷洋
九十九里町長	斎藤峻佐
成東町長	椎名千収
山武町長	並木宏夫
蓮沼村長	金杉擇
松尾町長	古谷淳
横芝町長	實川堅司郎
芝山町長	内田裕雄

一宮町長	近藤直
睦沢町長	河野功
長生村長	市原良夫
白子町長	林和雄
長柄町長	横山善長
長南町長	仁茂田弘
大多喜町長	田嶋隆威
夷隅町長	久我洋
御宿町長	伊藤治昌
大原町長	近藤万芳
岬町長	江澤嘉彦
富浦町長	遠藤一郎
富山町長	鈴木豊
鋸南町長	富永純
三芳村長	安藤光男
白浜町長	山口重明
千倉町長	山口功
丸山町長	石井洋
和田町長	中山卯一郎
天津小湊町長	辰馬和郎
小見川外二ヶ町清掃組合組合長	菅谷長蔵
長生郡市広域市町村圏組合管理者	石井常雄
鋸南地区環境衛生組合管理者	富永純
北総西部衛生組合組合長	鈴木全一
東総衛生組合管理者	加藤五郎
印旛衛生施設管理組合管理者	中台良男
沼南白井鎌ヶ谷環境衛生組合管理者	皆川圭一郎
山武郡市広域行政組合管理者	岡本健
夷隅郡環境衛生組合管理者	久我功
長狭地区衛生組合管理者	本多利夫
朝夷衛生組合管理者	山口功
印西地区衛生組合管理者職務代理者	
印西地区衛生組合副管理者	眞嶋八十八
東総塵芥処理組合管理者	山田常衛
八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増田健
佐倉市、酒々井町清掃組合管理者	渡貫博孝
山武郡環境衛生事業振興組合管理者	實川堅司郎
東金市外三町清掃組合管理者	岡本健
鴨川市和田町環境衛生組合管理者	中山卯一郎

夷隅町岬町清掃組合管理者	久我洋
印西地区環境整備事業組合管理者	海老原栄
香取広域市町村圏事務組合管理者	鈴木全一
安房郡市広域市町村圏事務組合理事長	庄司厚

《様式 35 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書》

《様式 36 一般廃棄物処理施設事業計画書》

資料 36 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市並びに浦安町、関宿町及び沼南町(以下「協定市町」という。)の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は災対法第67条第1項及び第68条第1項により市町相互の応援及び県への応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換等について定めるものとする。

(応援する応急措置の種類)

第2条 応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供
- (2) 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材
- (3) 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣
- (5) 避難所、避難場所(収容施設)の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにしてとりあえず口頭、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第1号に規定する飲料水(県水にかかるもの)及び第2号に規定する食糧(米穀等)については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する応急措置の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する時間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械及び器具並びに資材の品名及び数量
- (7) 応援を要する飲料水及び食糧の数量
- (8) 前各号に掲げるもののほか応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応急措置の応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。ただし、災対法第72条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第40条で規定するものについては、この限りではない。

- 2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定市町間で協議して定める。

(資料の交換)

第5条 協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年11月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する物資並びに資器材の提供に関し必要と認める事項
- (2) 第2条第3号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
- (3) 第2条第4号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
- (4) 第2条第5号に規定する避難所、避難場所(収容施設)の提供に関し必要と認める事項
- (5) 前各号のほか参考となるべき事項

(資料の交換等の総合調整)

第6条 東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

2 この協定により難い事由が生じたとき、その事由に係る市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

(雑則)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、昭和50年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名捺印のうえ各1通を保有する。

昭和50年7月24日

市川市代表	市川市長	鈴木忠兵衛
船橋市 "	船橋市長	藤代 七郎
松戸市 "	松戸市長	宮間満寿雄
野田市 "	野田市長	新村 勝雄
柏市 "	柏市長	山澤諒太郎
流山市 "	流山市長	石塚 健
我孫子市 "	我孫子市長	渡辺 藤正
鎌ヶ谷市 "	鎌ヶ谷市長	飯田 毅
浦安町 "	浦安町長	熊川 好生
関宿町 "	関宿町長	鈴木 勝榮
沼南町 "	沼南町長	島村洪一郎

資料 37 災害時の応援に関する協定書（流山市・相馬市）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と相馬市長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は相馬市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年5月30日

流山市長

眉山 俊光

相馬市長

今野 繁

資料 38 流山市及び流山市内の郵便局の災害時における協力に関する覚書

流山市長（以下「甲」という。）及び流山郵便局長（以下「乙」という。）は流山市内に発生した地震その他による災害における、流山市及び流山市内の郵便局の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、流山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が管理する郵便集配用自転車の情報収集用としての提供
- (4) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (5) 甲又は流山市内の郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (6) 避難場所への臨時の郵便差出箱の設置
- (7) その他前記(1)～(6)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

ただし、協力の範囲は、甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 流山市災害対策本部のメンバーに乙又は乙が指名した郵便局職員が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 流山市内の郵便局は、甲若しくは流山市内の各地域の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を

行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては流山市総務課長(防災担当課長)、乙においては流山郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月10日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市西初石4丁目1423番地の1
流山郵便局長 宇佐見 健功

資料 39 千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町(以下「事業体等」という。)が、千葉県(以下「県」という。)の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先(以下「連絡体制」という。)による。

(応援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調査を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書(別記第1号様式)により防災ファックス等を用いて要請するものとする。また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2号、第3号様式)により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する経費は、被応援事業体が負担する。
- (2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

甲

千葉県水道事業管理者水道局長	干潟町長
千葉市長	東庄町長
市原市水道事業管理者	海上町長
松戸市水道事業管理者	飯岡町長
野田市水道事業管理者	八匠水道企業団企業長
習志野市企業管理者	山武郡市広域水道企業団企業長
柏市水道事業管理者	長生郡市広域市町村圏組合管理者
流山市水道事業管理者	館山市長
八千代市水道事業管理者	勝浦市長
我孫子市水道事業管理者水道局長	鴨川市水道事業管理者
関宿町長	大多喜町長
沼南町長	夷隅町長
木更津市水道事業管理者	御宿町長
君津市水道事業管理者	大原町長
富津市水道事業管理者	岬町長
袖ヶ浦市水道事業管理者	富山町長
成田市長	鋸南町長
佐倉市水道事業管理者	白浜町長
四街道市企業管理者	天津小湊町長
八街市長	三芳水道企業団企業長
酒々井町長	朝夷水道企業団企業長
富里町長	九十九里地域水道企業団企業長
印旛村長	北千葉広域水道企業団企業長
白井町長	東総広域水道企業団企業長
印西町長	君津広域水道企業団企業長
長谷川水道企業団企業長	印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者
佐原市長	南房総広域水道企業団企業長
神崎町長	鹿野山水道株式会社代表取締役
小見川広域水道企業団企業長	下総町長
栗源町長	大栄町長
多古町長	山武町長
銚子市長	芝山町長
旭市長	

資料 40 災害時の医療救護活動に関する協定書

流山市における災害時の医療救護活動（以下「医療活動」という。）を円滑に行うため、流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第2条 甲は、医療活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対して医療救護班の編成及びその派遣を要請するものとする。

（救護対策本部の設置及び医療救護班の派遣）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、直ちに流山市医師会災害救護対策本部（以下「救護本部」という。）を設置し、医療救護班の編成を行い現地又は甲の指定する場所に派遣し、医療活動を開始するものとする。

2 救護本部は、乙が指定する場所に設置するものとする。

（医療活動に関する指令）

第4条 救護本部が設置された後の医療活動に関する指令は、乙がこれを行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 医療機関への収容
- (3) その他医療活動の措置

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療活動に係る連絡調整は、甲の福祉部長が行う。

（救護所の設置）

第7条 甲は、災害の様態により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに、協力するものとする。

（医療材料品等）

第9条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備し、及び提供するものとする。ただし、当該準備又は提供が困難な場合は、甲の負担において、乙が協力するものとする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（医療費等）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により医療活動に従事した医師等に対する費用弁償等は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第13条 甲の要請により医療活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議により決定するものとする。

(その他)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月前までに、甲・乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

上記協定の締結を証するため本協定書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

昭和61年10月31日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市長 秋元大吉郎

乙 流山市西初石4丁目1433番地の1
流山市保健センター内
社団法人流山市医師会

会長 深瀬欣也

資料 41 災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市(以下「甲」という。)と社団法人流山市医師会(以下「乙」という。)との間において、昭和61年10月31日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」第12条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

医師	24,000 円
看護婦	4,720 円
事務員等	3,080 円

第2条 医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、次表の1時間単価に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

職種	1時間単価	備考
医師	6,200 円	
看護婦	1,180 円	
事務員等	770 円	

第3条 前2条における従事時間が午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までの場合は、前条の規定による1時間単価に100分の25を、また、午後10時から午前5時までの場合は、100分の50を乗じて算出した額を加算するものとする。

第4条 医療救護活動を行うに当たり、医師の所有する医薬品、衛生材料品等を使用した場合、甲がその実費を負担する。

平成12年12月26日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市
流山市長 眉山俊光

乙 流山市西初石4丁目1433番地の1
流山市保健センター内
社団法人流山市医師会
会長 佐藤憲尚

資料 42 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市米穀商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市米穀商組合（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 千葉県流山市流山 6 の 555
千葉県流山市米穀商組合
組合長 山崎政治

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山俊光

資料 43 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市呉服寝具小売商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市呉服寝具小売商組合（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 流山市松ヶ丘 1 - 475 - 5
流山市呉服寝具小売商組合
組合長 割貝 正男

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

資料 44 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルエツ）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社マルエツ（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲の流山市内店に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山市内店の店頭とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 東京都豊島区東池袋 5 丁目 51 番 12 号
株式会社マルエツ
代表取締役社長 川 一男

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山俊光

資料 45 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市 L P ガス協会）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市 L P ガス協会（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 千葉県流山市西初石 6-181-56
流山市 L P ガス協会
会長 保延 寛治

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

資料 46 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社イトーヨーカ堂（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲の流山店（流山 9 丁目 800 番地の 2）に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山店の店頭とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 鈴木 敏文

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

資料 47 ガス漏れ事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、流山市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故の発生に際し、次条に定める関係機関相互の連絡通報、出動体制及び任務分担並びに事故現場における活動体制について定め、もって災害防止活動の円滑な推進を図り、被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定の対象となる関係機関は、次表に掲げる各機関(以下「協定機関」という。)とする。

機 関 名	所 在 地
流山市消防本部	流山市三輪野山 994
柏警察署	柏市柏 155
京葉ガス株式会社柏支社	柏市柏 211 の 5
京和ガス株式会社	流山市江戸川台東 1 - 254
東京ガス株式会社千葉導管管理事務所	千葉市港町 20 番 1 号
流山簡易ガス株式会社	流山市宮園 2 - 23
京葉液化ガス株式会社	船橋市日の出 1 - 18 - 4
住商液化ガス株式会社	東京都葛飾区奥戸 9 - 7 - 6
東上ガス株式会社野田営業所	野田市堤根新田 14 の 2
日本ガス株式会社流山営業所	流山市若葉台 130
三ツ輪液化ガス株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
菱総ガス株式会社	千葉市末広 5 の 5
千葉県LPガス協会松戸支部流山分会	流山市駒木台 314
東京電力株式会社千葉支店柏営業所	柏市中央 2 - 10 - 24
東京電力株式会社千葉支店野田営業所	野田市宮崎 82 の 4

2 前項に掲げる協定機関は、名称、所在地、電話番号に異動があった場合は、速やかに流山市消防本部に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、流山市消防本部は、その旨を協定機関に通知するものとする。

(協定の対象となる事故)

第3条 この協定の対象となる事故は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定するガス事業により供給されているガス及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により供給されているガスに伴う事故であって、次の各号に掲げる事故(以下「ガス漏れ事故等」という。)とする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス爆発事故

- (3) 故意によるガス放出事故
- (4) その他協定機関の対応を必要とする事故
(任務分担)

第 4 条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）に出動した協定機関の任務分担は、次表のとおりとする。

区 分	担当機関名
火災警報区域の設定	消防機関
交通の規制	警察機関
ガスの遮断	ガス事業者
ガスの検知活動	ガス事業者・消防機関
漏洩ガス・滞留ガスの処理	ガス事業者
電路の遮断	電気事業者
避難の指示	警察機関・消防機関
救助、救出活動	消防機関・警察機関
現場広報	協定機関毎

(通報の取り扱い)

第 5 条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報するものとする。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置をとるよう指示するものとする。

(出動体制)

第 6 条 ガス漏れ事故等の通報を受けた協定機関（ガス事業者にあつては当該ガス事業者とする。）は、直ちに現場に出動するものとし、その体制は、第 4 条に定める任務分担に対応できる体制とする。

(現場対策本部の設置)

第 7 条 現場に出動した協定機関の責任者は、到着と同時に所定の場所に集合し、協議によりガス漏れ事故等現場対策本部（以下「現場本部」という。）を設置し、当該事故の処理に当たるものとする。

(現場の協議)

第 8 条 現場に出動した協定機関は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項について協議し対処するものとする。

- (1) 情報の収集及び処理に関すること。
- (2) 火災警戒区域の設定範囲に関すること。
- (3) 交通規制の範囲に関すること。
- (4) ガス遮断の要否及び範囲に関すること。
- (5) 漏洩ガス・滞留ガスの処理に関すること。

- (6) 住民の火気使用禁止に関する事。
- (7) 電路の遮断の要否及び範囲に関する事。
- (8) 住民の避難に関する事。
- (9) 救助、救出に関する事。
- (10) 建物等への進入に関する事。
- (11) その他必要な事項。

(現場の活動)

第9条 現場に出動した協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、現場活動を有効かつ的確に行うものとする。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、ガス検知器による測定結果に基づき原則として次のとおりとする。ただし、風向風速又は付近の状況により設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア 地下街等

地下街、準地下街、建築物の地階(以下「地下街等」という。)におけるガス漏れ事故等にあつては、原則として当該地下街等全体のガス漏れ場所から半径100メートルを超える地上部分の範囲に設定する。

イ その他の対象物及び屋外

ア以外の対象物及び屋外におけるガス漏れ事故等にあつては、原則としてガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲に設定する。

(2) 交通の規制

警察機関は、現場付近の交通の規制を行うとともに、消防機関が設定する火災警戒区域内に出入りできる関係者以外の立入禁止の措置を講じるものとする。

(3) ガスの遮断

ガスの遮断は、ガス事業者が行うことを原則とする。ただし、消防機関がガス事業者より先に現場に到着し、爆発事象等の二次災害のおそれがある場合に、現場消防隊の最高指揮者の判断によりガスを遮断することができるものとする。

(4) 電路の遮断

電気事業者は、現場における電気の供給を遮断する措置は、現場本部の要請により行うものとする。

(5) 住民の避難指示

警察機関及び消防機関は、火災警戒区域内にある住民の避難指示を迅速かつ的確に行うものとし、特にガス爆発危険区域内の住民にあつては、最優先に行うものとする。

(6) 救助、救出活動

消防機関及び警察機関は、ガス事業者と緊密な連携のもとに救助、救出活動を行うものとする。

(7) ガスの検知活動

ガス事業者及び消防機関は、ガスの検知活動を行う場合は、緊密な連携のもとに迅速かつ的確に行い、当該ガス濃度がおおむねガス爆発下限界の30パーセント以上のものを検知したときは、直ちに現場本部に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 漏洩ガス及び滞留ガスの処理

ガス事業者は、事故現場に出動した協定機関と緊密な連携のもとに漏洩ガス及び滞留ガスの排除に当たるものとする。

(9) 情報の処理

ガス漏れ事故等の発生に伴って収集された情報の処理は、現場に出動した協定機関の責任者で協議して行うものとする。

(10) 火気の使用禁止の周知

ガス漏れ事故等の発生に伴い、火災警戒区域内における火気の使用禁止については、消防機関、警察機関及びガス事業者が緊密な連携のもとに周知を図り、二次的災害の発生防止に当たるものとする。

(事後の措置)

第 10 条 現場本部又は現場にある協定機関の責任者は、協議により災害発生のおそれがないと判断したときは、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて処理するものとする。

- (1) 火災警戒区域の解除
- (2) 交通規制の解除
- (3) 避難措置の解除
- (4) 電路の復旧
- (5) ガスの供給再開

(訓練の実施)

第 11 条 協定機関は、本協定の目的を達成するため必要に応じて訓練を行うものとする。

(連絡会議)

第 12 条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(補則)

第 13 条 本協定書に定めるもののほか必要な事項は、協定機関相互において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 本協定の効力は、昭和 60 年 6 月 1 日から発する。
- 2 本協定の締結を証するため本書 15 通を作成し、それぞれの協定機関が署名押印し各 1 通を保有するものとする。

流山市消防本部	千葉県流山市三輪野山 994 番地 流山消防本部 消防長	吉野 芳矩
柏警察署	柏警察署長 警視	正安西 努
京葉ガス株式会社	柏支社千葉県柏市柏 211-5 京葉瓦斯株式会社柏支社 支社長	梶村 昶夫

京和ガス株式会社 千葉県流山市江戸川台東 1 丁目 254 番地
 京和ガス株式会社
 取締役社長 海老原 信二

東京ガス株式会社千葉導管管理事務所
 千葉県港町 20 番 1 号
 東京瓦斯株式会社千葉導管管理事業所
 所長 山口 靖之

流山簡易ガス株式会社 千葉県流山市宮園 2 丁目 23 番地 3
 流山簡易ガス株式会社
 取締役社長 山室 敏郎

京葉液化ガス株式会社 千葉県船橋市日の出 1 丁目 18 番 4 号
 京葉液化ガス株式会社
 代表取締役 河野 紘

住商液化ガス株式会社 東京都葛飾区奥戸 9 丁目 7 番 6 号
 葛飾営業所
 所長 田中 利明

東上ガス株式会社野田営業所
 千葉県野田市堤根新田字下荒久 14-2
 見米 信弘

日本ガス株式会社流山営業所
 千葉県流山市若葉台 130
 流山営業所
 所長 小山 健三

三ツ輪液化ガス株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
 代表取締役 栗林 弘

菱総ガス株式会社 千葉市末広 5 丁目 5 番地
 菱総ガス株式会社
 代表取締役 坂本 幸久

千葉県 L P ガス協会松戸支部流山分会
 千葉県 L P ガス協会松戸支部流山分会
 分会長 岡田 行夫

東京電力株式会社千葉支店柏営業所
 千葉県柏市中央 2 丁目 10 番 24 号
 柏営業所長 木村 章義

東京電力株式会社千葉支店野田営業所
 千葉県野田市宮崎 82-4
 野田営業所長 廣木 隆

資料 48 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律226号。以下「法」という。)第21条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、大規模災害、産業災害その他の災害(以下「災害」という。)の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第24条の4の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長

の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第 7 条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第 9 条 航空特別応援については、第 3 条から第 8 条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年 4 月 1 日締結の協定は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を 5 通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各 1 通所持するものとする。

平成 4 年 4 月 1 日

千葉市長	松井 旭	山武郡大網白里町長	石橋 捷洋
銚子市長	佐藤 幹彦	山武郡九十九里町長	櫻井 實
市川市長	高橋 國雄	山武郡成東町長	椎名 千収
船橋市長	大橋 和夫	山武郡山武町長	鈴木 重夫
館山市長	庄司 厚	山武郡蓮沼村長	小高 正
木更津市長	石川 昌	山武郡松尾町長	八角 文雄
松戸市長	宮間満寿雄	山武郡横芝町長	實川堅司郎
野田市長	川島 健正	山武郡芝山町長	真行寺一朗
成田市長	長谷川録太郎	夷隅郡大多喜町長	穴倉 一輔
東金市長	野口 洋一	夷隅郡夷隅町長	久我 洋
八日市場市長	増田 健	夷隅郡御宿町長	滝口 栄蔵
旭市長	加瀬 五郎	夷隅郡大原町長	齋藤 義人
習志野市長	荒木 勇	夷隅郡岬町長	太田 儀男
柏市長	鈴木 眞	安房郡富浦町長	遠藤 一郎
勝浦市長	山口 吉暉	安房郡富山町長	宇山 量

市原市長	小出善三郎	安房郡鋸南町長	富永 純
流山市長	眉山 俊光	安房郡三芳村長	安藤 光男
八千代市長	仲村 和平	安房郡白浜町長	山口 慶朗
我孫子市長	大井 一雄	安房郡千倉町長	堀江 情一
鴨川市長	本多 利夫	安房郡丸山町長	福原 榮夫
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎	安房郡和田町長	座間 敏夫
君津市長	白石 光雄	安房郡天津小湊町長	辰馬 和郎
富津市長	黒坂 正則	小見川町外二町	
浦安市長	熊川 好生	消防組合組合長	五十嵐章夫
四街道市長	齋藤 悌市	佐原市外五町	
袖ヶ浦市長	吉堀慶一郎	消防組合組合長	鈴木 全一
八街市長	原口 行光	八日市場市外三町	
東葛飾郡関宿町長	河井 弘	消防組合組合長	斉藤 讓
東葛飾郡沼南町長	相馬 正義	旭市外三町	
印旛郡酒々井町長	京増 正儀	消防組合組合長	崎山 八郎
印旛郡富里町長	相川 義雄	長生都市広域市町村圏	
印旛郡印旛村長	吉岡 敏夫	組合管理者	石井 常雄
印旛郡白井町長	秋本 衛久	安房都市広域市町村圏	
印旛郡印西町長	伊藤 利明	事務組合理事長	堀江 情一
印旛郡本埜村長	眞嶋八十八	佐倉市八街市酒々井町	
印旛郡栄町長	藤江 恭	消防組合組合長	菊間 健夫
香取郡干潟町長	山田 常衛	印西地区消防	
海上群海上町長	崎山 八郎	組合管理者	秋本 衛久
海上郡飯岡町長	嶋田新治郎	山武都市広域行政	
匝瑳郡光町長	斉藤 讓	組合管理者	野口 洋一
匝瑳郡野栄町長	渡辺 忠夷	隅都市広域市町村圏	
		事務組合管理者	山口 吉暉

資料 49 流山市・野田市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律226号)第21条の規定に基づく、流山市(以下「甲」という。)と野田市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災および救急発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報しまたは覚知した場合に出場するものとする。

- (2) 特別応援

甲・乙区域内に大火災または集団救急事故が発生し応援を必要とする場合に出場するものとする。

(応援の要請)

第5条 特別応援の要請は、被応援側の長の名をもって要請するものとする。

- 2 応援側の長の命令または状況判断により出場した場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 応援に必要な隊数については、応援側において決定するものとする。
- 4 要請についての文書等は、提出しないものとする。

(出場)

第6条 消防隊の出場については、次による。

- (1) 甲は、流山市消防署の消防隊とし、乙は、野田市消防署の消防隊とする。

- (2) 消防団の出場については、隣接消防分団とし、それぞれの管内に延焼する恐れのある場合に出場するものとする。

2 普通応援および特別応援で、応援側の状況判断により出場する場合は、原則として甲にあっては甲の消防本部指令室、乙にあっては乙の消防本部指令室に問合せた後出場する。

3 鎮火の場合は、甲にあっては甲の消防本部指令室、乙にあっては乙の消防本部指令室に直ちに連絡する。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

2 応援出場隊の長は、次に掲げる事項を被応援側現場最高指揮者に報告するものとする。

- (1) 現場到着
- (2) 危険物火災等により消火薬剤を使用する場合
- (3) 消防行動

- (4) 引揚げ
- (5) その他必要事項
(通報)

第 8 条 救急応援した場合には、業務終了後必要な事項を被応援側の消防長に電話で通報するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第 9 条 応援に要した費用は、次の方法により処理する。

- (1) 応援側の負担とする経費は、応援のため要した経常経費ならびに事故により生じた経費とする。
- (2) 被応援側の負担とする経費は、災害防除が長時間にわたる場合の隊員に支給する食事および使用した消火薬剤ならびにその他の経費とする。

(協定外の事項)

第 10 条 この協定について疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(補則)

第 11 条 本協定を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保管するものとする。

第 12 条 江戸川町、野田市消防相互応援協定 (昭和 26 年 11 月 30 日) はこれを廃止する。

昭和 47 年 4 月 1 日

甲 流山市加 206 の 9
流山市長 田中 芳夫

乙 野田市中野台 168
野田市長 新村 勝雄

別 表

流山市	東深井 西深井 深井新田 こうのす台 平方村新田
野田市	今上 (上ヶ谷・下ヶ谷) 山崎 (大和田・宿・里・ 中地・西新田・東新田・ 島・大崎)

資料 50 柏市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定により、柏市(以下「甲」という。)と流山市(以下「乙」という。)は、消防の相互応援について、次のとおりとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣
- (3) その他災害の発生に際し、必要と認められる事項

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援別表に定める区域内に発生した火災、および救急事故を受報し、または覚知した場合に出場するものとする。
- (2) 特別応援甲又は乙の管轄区域内に大火又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請、又は応援側の状況判断により応援するものとし、応援隊数等については応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援隊側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援のために要した費用は、次の方法により処理するものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

第9条 この協定は、昭和62年4月1日から施行する。

2 柏市・流山市消防相互応援協定書(昭和47年9月1日締結)は、これを廃止する。
本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各その1通を保有する。

昭和 62 年 4 月 1 日

甲 柏市柏五丁目 10 番 1 号
柏市
柏市長 鈴木 眞

乙 流山市平和台一丁目 1 番 1 号
流山市
流山市長 秋元大吉郎

別 表

消防相互応援区域

普通応援

柏 市	流 山 市
大青田の一部、十余二の一部、中十余二の一部、高田の一部、篠籠田の一部、豊四季の一部、豊上町の一部、南柏一丁目二丁目、今谷上町の一部、豊住二丁目、今谷南町、東中新宿一丁目四丁目、光ヶ丘一丁目二丁目、光ヶ丘団地、中新宿一丁目から三丁目	東深井の一部、こうのす台、江戸川台東一丁目から四丁目、東初石一丁目から六丁目、西初石六丁目の一部、市野谷の一部、美田、青田、駒木台、十太夫、駒木、野々下一丁目的一部分、野々下二丁目から六丁目、長崎一丁目二丁目、西松ヶ丘一丁目、松ヶ丘一丁目から六丁目、名都借の一部、前ヶ崎の一部、向小金新田

特別応援

柏 市	流 山 市
全 域	全 域

資料 51 千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づく千葉県流山市（流山市消防本部）（以下「甲」という。）と埼玉県三郷市（三郷市消防本部）（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第 2 条 この協定は、火災等の災害発生の際甲、乙相互の消防力を活用して災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第 3 条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から 1 隊出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第 4 条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第 5 条 応援出場隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第 6 条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第 7 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第 9 条 本協定を証するため正本 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は平成 3 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

2 千葉県流山市（流山市消防本部） 消防相互応援協定書（昭和 44 年 9 月 1 日）は、
埼玉県三郷町（三郷町消防本部）
廃止する。

上記のとおり協定する。

平成 3 年 4 月 1 日

千葉県流山市長 秋元 大吉郎
埼玉県三郷市長 木津 三郎

別 表

応 援 出 場 区 域		
	流 山 市	三 郷 市
普通応援	流山一丁目から九丁目 南流山七丁目・八丁目 木	早稲田一丁目から八丁目 三郷一丁目から三丁目 茂田井 幸房 岩野木
特別応援	流山市全域	三郷市全域

資料 52 松戸市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 松戸市(以下「甲」という。)と流山市(以下「乙」という。)との消防組織法(昭和22年法律226号)第21条の規定に基づく消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の区分)

第3条 甲又は乙は、その区域内において火災等が発生したときは、次の区分に従いそれぞれ相互に応援するものとする。

(1) 普通応援

甲又は乙の消防機関が別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合において、応援側から1隊出場させることをいう。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合において、それぞれの要請又は状況判断に応じ、必要な数の消防隊等を出場させることをいう。

(救急隊の応援)

第4条 救急隊の応援は、次の各号に掲げる場合にそれぞれの事故現場に救急隊を出場させるものとする。

(1) 甲又は乙の境界地域付近で発生した救急事故を駆け込みにより覚知したとき。

(2) 甲又は乙の境界地域付近で発生した救急事故を現認又は電話で受報したとき。

(3) その他緊急に出場する必要があると認めるとき。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(災害活動の報告)

第6条 応援出場隊の隊長は、速やかに現場最高指揮者に対し災害活動について報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 消防機械器具(救急機械器具を含む。以下同じ。)の小破損の修理、機械の燃料、職員の諸手当及び被服の補修等についての諸経費は、応援側の負担とする。

(2) 応援消防隊員及び救急隊員の死傷に伴う災害補償、賞しゅつ金及び甲慰金等の諸経費は、応援側の負担とする。

(3) 次に掲げる費用については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

ア 建物、施設及び消防機械器具の重大な破損の修理

イ 一般人の死傷に伴う損害賠償その他の諸経費

ウ その他必要とする経費

(旧協定の解除)

第8条 この協定の締結に伴い、甲乙間において昭和47年2月3日付をもって締結した松戸市・流山市消防相互応援協定は、解除する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保管するものとする。

平成10年3月20日

甲松戸市根本387番地の5

松戸市

松戸市長 川井 敏久

乙流山市平和台1丁目1番地の1

流山市

流山市長 眉山 俊光

資料 53 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律226号)第39条第2項の規定により、下記市町村、組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間、北関東自動車道友部、水戸南インターチェンジ間、東水戸道路水戸南、ひたちなかインターチェンジ間、常陸那珂有料道路ひたちなか、ひたち海浜公園インターチェンジ間、県道常陸那珂港南線ひたち海浜公園、常陸那珂港インターチェンジ間、首都圏中央連絡自動車道つくばジャンクション、阿見東インターチェンジ間(以下「協定区域」という。)における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

三郷市、吉川松伏消防組合、吉川市、流山市、柏市、守谷市、つくばみらい市、つくば市、常総地方広域市町村圏事務組合、土浦市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市、水戸市、笠間市、那珂市、東海村、常陸太田市、日立市、高萩市、高萩市・日立市事務組合、北茨城市、ひたちなか市、茨城町、牛久市、稲敷地方広域市町村圏事務組合、阿見町

(目的)

第1条 本協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において協定市町村等の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(出場区域)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため協定区域に災害が発生した場合は、別表に掲げる協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

(出場消防隊等)

第3条 本協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

(応援)

第4条 協定区域に災害が発生し、第2条の規定により出場した市町村等(以下「出場市町村等」という。)の消防長が、他の協定市町村等の応援の必要を認めるときは、当該協定市町村等の長(消防本部が設置されている市町村等の場合は消防長とする。以下同じ。)に対し、応援の要請をすることができる。

また、第2条の規定により出場しなければならない市町村等において、特別の理由により出場できない場合も同様とする。

2 応援の要請を行う出場市町村等の長は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

3 応援の要請を受けた協定市町村等(以下「応援市町村等」という。)は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務上重大な支障があり消防隊等を出場させることができない応援市町村等の長は、速やかにその旨を応援の要請

者に通報するものとする。

4 災害の大規模化等により、前1項の応援だけでは対応が困難となった場合は、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により、応援のため出場した消防隊等の指揮は、第2条の規定により出場した消防隊等の現場の最高指揮者が行うものとする。

(災害の事務処理)

第6条 災害の事務処理は、第2条の規定により出場した消防隊等が行うものとする。この場合において、火災の原因、損害又は被救護者の調査事務等が長時間にわたるときは、災害発生地を管轄する協定市町村等に事務の一部を依頼することができる。

また、必要に応じ事務処理状況等について、相互に通報するものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による出場及び第4条の規定による応援(以下「応援等」という。)に要する経費の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援等に要した経費は、応援等を行った協定市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等が現物又はその経費を負担するものとする。

(2) 応援のために出場した消防隊等の活動が長時間にわたり燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援等のために出場した消防隊の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊等の所属する協定市町村等の負担とする。

(4) 応援等のために出場した消防隊が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、その賠償についてその都度関係協定市町村等において協議のうえ決定するものとする。

ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第8条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び機器資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長が相互に協議のうえ別に定めるものとする。

(適用)

第11条 本協定は、平成19年3月10日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定27通を作成し、協定市町村等の長記名押印のうえ各1通を保有する。

なお、平成12年3月18日付けで締結した「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」は廃止する。

平成19年3月10日

埼玉県三郷市		茨城県常陸大田市	
市長	木津 雅晟	市長	大久保太一
吉川松伏消防組合		茨城県日立市	
管理者	戸張 胤茂	市長	櫻村 千秋
埼玉県吉川市		茨城県高萩市	
市長	戸張 胤茂	市長	草間 吉夫
千葉県流山市		高萩市・日立市事務組合	
市長	井崎 義治	管理者	草間 吉夫
千葉県柏市		茨城県北茨木市	
市長	本多 晃	市長	村田 省吾
茨城県守谷市		茨城県ひたちなか市	
市長	会田 真一	市長	本間 源基
茨城県つくばみらい市		茨城県東茨城郡茨城町	
市長	飯島 善	町長	佐藤 順一
茨城県つくば市		茨城県牛久市	
市長	市原 健一	市長	池邊 勝幸
常総地方広域市町村圏事務組合		稲敷地方広域市長村圏事務組合	
管理者	会田 真一	管理者	串田 武久
茨城県土浦市		茨城県稲敷郡阿見町	
市長	中川 清	町長	川田 弘二
茨城県かすみがうら市			
市長	坪井 透		
茨城県石岡市			
市長	横田 凱夫		
茨城県小美玉市			
市長	島田 穰一		
茨城県笠間市			
市長	山口 伸樹		
茨城県水戸市			
市町	加藤 浩一		
茨城県那珂市			
市長	小宅 近昭		
茨城県那珂郡東海村			
村長	村上 達也		

資料 54 流山市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力株式会社柏営業所）

流山市を甲とし、東京電力株式会社を乙とし電力供給に係わる大規模停電が発生した場合における流山市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の使用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼）

第 1 条 乙は、電力供給に係わる大規模停電が発生し、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、広報の依頼をするものとする。この場合において、大規模停電とは、おおむね 5000 世帯以上に相当の長時間にわたり影響を及ぼすおそれのある停電とする。

2 甲は、前項の依頼を受けたときは、防災無線を使用し、別記広報文例により、市民等に対して広報をするものとする。

（広報依頼内容等）

第 2 条 乙は、前条第 1 項の依頼をするときは、別紙連絡体制により、次に掲げる事項を、甲に連絡するものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 停電の原因(判明している場合)
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨を直ちに甲に連絡するものとする。

（疑義の決定等）

第 3 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 4 月 14 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
甲 流山市
市長 眉山俊光

柏市新柏 1 丁目 13 番地 2 号
乙 東京電力株式会社柏営業所
所長 小川忠晴

別記広報文例（第1条第2項）

こちらは、流山市です。

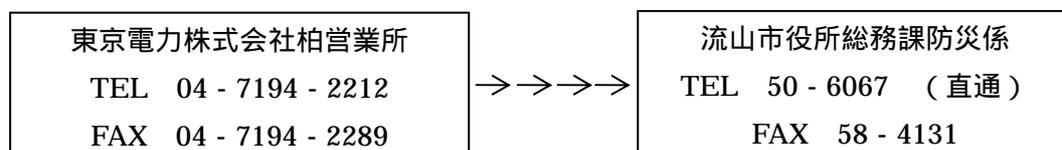
ただ今、 地域において停電が発生しました。

現在、事故原因について調査中ですが、復旧には 時間くらいかかる見込みです。あわてずに
落ち着いて行動して下さい。

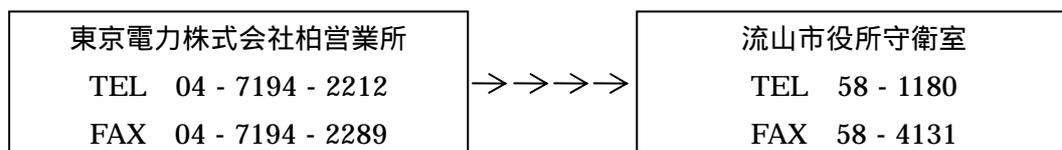
なお、切れた電線を見つけた場合には、触れずに東京電力柏営業所までご連絡ください。

別紙連絡体制（第2条第1項）

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合



2 上記以外の場合



資料 55 流山市防災行政無線の活用に関する協定書（京和ガス株式会社，京葉瓦斯株式会社）

流山市を甲とし、京和ガス株式会社を乙とし、自然災害等により、乙によるガスの供給に係る大規模事故が発生した場合の流山市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し甲、乙間において次のとおり協定を締結する。

（大規模事故の定義）

第 1 条 本協定における大規模事故とは、地震、台風などの自然災害や事故等により概ね 5,000 世帯以上に相当の時間市民生活に影響を及ぼすおそれのある事故をいう。

（広報の依頼）

第 2 条 乙は、大規模事故が発生し、独自では速やかな広報ができないと判断した場合は、甲に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容等）

第 3 条 乙は、前条の依頼をするときは、甲乙間で事前に確認した別紙連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故発生時間
- (3) 事故原因（判明している場合）
- (4) 影響の範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) その他必要な事項

2. 乙は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第 4 条 甲は、乙からの広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

（協定条項の解釈等）

第 5 条 この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第 6 条 本協定書の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 5 月 19 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊 光
乙 流山市江戸川台東 1 丁目 254 番地
京和ガス株式会社
取締役社長 水野 宏

(協定条項の解釈等)

第 5 条 この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第 6 条 本協定書の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

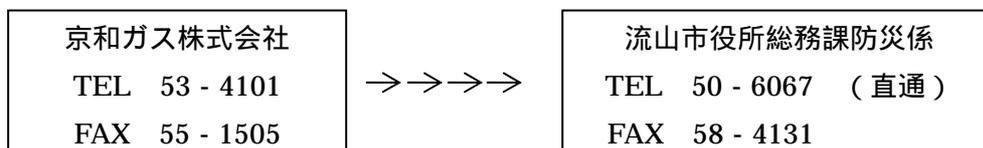
この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 5 月 19 日

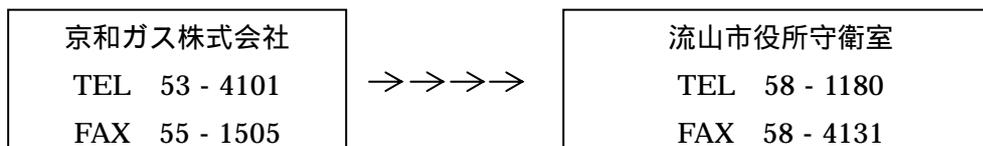
甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊 光
乙 柏市柏 211 番地の 5
京葉瓦斯株式会社 東葛支社
支社長 昼間 郁 夫

別紙連絡体制(第 2 条第 1 項)

1 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 20 分までの場合

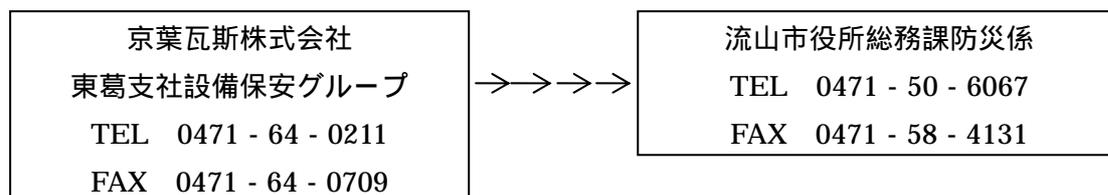


2 上記以外の場合

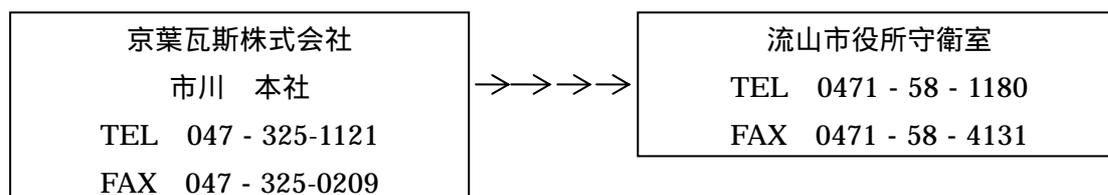


別紙連絡体制(第3条第1項)

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合



2 休日・夜間等上記以外の場合



広 報 文 例

こちらは、流山市です。

ただ今、 地域において、都市ガスの供給が停止されています。

現在、事故原因については、ガス会社が調査中ですが、復旧については 時間くらいかかる見込みです。

供給を再開するま際は、安全確保のため、ガス会社の係員が訪問し、設備の点検をしますので、それまで絶対にガスを使わないで下さい。

また、万一ガスの臭いがしたら、ガス会社に連絡してください。

資料 56 災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

流山市(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における、甲が行う遺体の処理活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲の市内において地震、風水害その他の災害が発生したことにより、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合は、甲は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は、当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じることができる事項

(要請)

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態等が発生したときは、電話又はファックス等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、乙のできる事項において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号に定める協力をしたときは、次に掲げる事項を、文書により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告の内容が甲の要請に適合していることを確認の上、乙の協力を要した経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、協力を要した経費を甲に請求する場合は、その全額を一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定による経費の請求があった場合は、当該請求のあった日から30日以内に乙の指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、この協定に基づく災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部長の職にある者を、乙にあっては会長を当該責任者とする。

(通知)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月1日

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市
流山市長 眉山俊光

東京都港区虎ノ門5-13-1

乙 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下宗吉

資料 57 災害時における輸送業務に関する協定書（流山トラック事業協同組合）

流山市（以下「甲」という。）と流山トラック事業協同組合（以下「乙」という。）とは、救援物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市に災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき甲が行う救援物資等の輸送に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる場所への救援物資等の輸送の協力を行うものとする。

- (1) 避難場所への輸送
- (2) その他甲の指定する場所への輸送

（協力要請の手続）

第3条 甲の乙に対する救援物資等の輸送の要請は、文書により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、要請を受けた場合は必要な人員、事業用車両等を出動させ、救援物資等の輸送に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により協力をしたときには、その結果を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が救援物資等の輸送に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用の額は、甲・乙協議して定めるものとする。

（車両の届出）

第7条 乙は、災害時における救援物資等の輸送業務のように供することができる事業用車両の車種、自動車登録番号等の毎年度当初甲に対して報告するものとする。

（事故等）

第8条 乙は、救援物資等の輸送のための事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から同一の条件をもって更新したものとみなす。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

上記協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 13 年 6 月 7 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉山俊光

流山市流山 8 丁目 1310 番地の 1

乙 流山トラック事業協同組合

代表理事 小倉敬之

資料 58 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合，エル生活クラブ生活協同組合）

流山市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙₁」という。）生活協同組合エル（以下「乙₂」という。）生活クラブ生活協同組合（以下「乙₃」という。）とは、それぞれ、災害時における応急生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき甲が実施する応急生活物資の供給に関し、乙₁、乙₂及び乙₃（以下「乙」と総称する。）が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、別表に掲げる応急生活物資の優先供給を実施することとし、甲の指定する物資供給拠点又は避難場所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、甲・乙協議の上、別表に掲げる品目以外の品目を応急生活物資に追加して優先供給の対象とすることができる。

（要請手続き等）

第3条 甲は、乙に対する要請を行うときは、乙の代表者に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するとき、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書をもって行うものとする。

2 前項に規定する乙の代表者は乙₁とし、乙の応急生活物資の優先供給及び搬送の連絡調整に当たるものとする。ただし、乙₁が事情により連絡調整に当たれないときは、乙₂が代わってその業務を行うものとする。

（費用弁償等）

第4条 甲は、第2条の規定により乙が優先供給を行った応急生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第5条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における物資の調達等について、広域的な供給支援体制の整備に努めるものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、この協定は、さらに1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 14 年 3 月 21 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

千葉市若葉区桜木町 526 番 1

乙₁ 生活協同組合ちばコープ

理事長 高橋 晴雄

船橋市本町 2 丁目 2 番 1 号

乙₂ 生活協同組合エル

理事長 本郷 靖子

千葉市美浜区真砂 5 丁目 21 番 12

乙₃ 生活クラブ生活協同組合

理事長 池田 徹

別 表

供給基準	応急生活物資供給品目
最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none">・パン(菓子パン、調理パン)・牛乳(ロングライフ)・果物(バナナ、りんごなど)・レトルト食品(ごはん、おかず)・容器入り飲料水、清涼飲料
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none">・缶詰(イ-ジ-オープン) ・生理用品・即席麺 ・下着類・バター、ジャム ・靴下・緑茶 ・タオル・コーヒー ・なべ・紅茶 ・ラップ類・米 ・卓上ガスコンロ・梅ぼし ・卓上ガスボンベ・海苔 ・電池・塩 ・懐中電灯・醤油 ・ゴミ袋

	<ul style="list-style-type: none"> ・味噌 ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・石鹸 ・洗濯洗面用具 ・蚊取り線香 ・使い捨てカイロ ・マスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー ・ガムテープ ・バケツ ・軍手 ・裁縫キット ・文房具 ・運動靴
--	--	---

備考

- (1) 「最優先供給品目」とは、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目とする。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」とは、災害規模や被害者のニーズの変化等の状況に対応して調達・供給すべき品目とする。

資料 59 災害時の協力に関する協定（流山市土地開発公社）

流山市（以下「甲」という。）と流山市土地開発公社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時において甲が実施する災害応急対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施するため乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、乙の職員を甲が実施する災害応急対策（以下「応急対策」という。）に派遣するほか、乙の所有する車両を応急対策のように供するものとする。

2 前項の場合においては、乙は、甲の定める職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 前条の規定により甲の要請する業務を行った場合において、乙が要した経費については、甲が負担する。

（経費の請求）

第4条 前条に規定する経費の額が確定した場合は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（災害補償等）

第5条 甲の要請により応急対策に従事した乙の職員が、そのために負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により甲が補填する。

（有効期間等）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前30日までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、この協定は同一の条件をもって更新されたものとし以後の期間についても同様とする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年7月1日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市土地開発公社
理事長 岡本 忠也

資料 60 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（社団法人流山市歯科医師会）

流山市における災害の歯科医療救護活動を円滑に行なうため、流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、流山市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士および事務職等で構成する歯科医療救護班を編成し、第5条の規定により甲が設置する応急救護所又は甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害時歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、この協定に基づく歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急措置に関すること。
- (2) 被災者の歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定に関すること。
- (3) 歯科医療記録等による遺体の身元確認に関すること。
- (4) その他歯科医療活動に関すること。

（応急救護所の設置）

第5条 甲は、災害の発生状況により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の歯科医療活動が可能な公共施設等に応急救護所を設置する。

（歯科医療救護班の搬送）

第6条 歯科医療救護班の救護所への搬送は、原則として乙が行うものとする。

（歯科医薬品等）

第7条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要する医薬品及び医療器具等は、原則として乙が調達し、救護所等に配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の保有する訪問用歯科診療器具等の使用並びに甲が開設した流山市休日診療所の歯科診療施設及び歯科診療機器材等の活用の要請が乙からあった場合は、甲は全面的に協力するものとする。

（後方歯科医療機関への転送）

第8条 甲は、救護所等に後方歯科医療機関における歯科医療を必要とする被災者がいる場合は、第4条第2号に規定する歯科医療救護班の決定により、乙が指定する後方歯科医療機関に当該被災者を転送するものとする。

（医療費）

第9条 救護所等における応急措置に係る医療費は、無料とする。

2 前条の規定による後方歯科医療機関における医療費は、原則として被災者の負担とする。

(総合防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する総合防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等に対する費用弁償等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協定の効力等)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市保健センター内

乙 社団法人 流山市歯科医師会

会 長 奈良 文雄

災害時の歯科医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市(以下「甲」という。)と社団法人流山市歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、平成14年11月20日付けで締結した「災害時の歯科医療救急活動に関する協定書」第11条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

(費用弁償の額)

第1条 歯科医療救護活動に従事した者に対する費用弁償の額は、1回の従事につき次のとおり

とする。

- (1) 歯科医師 24,800 円
- (2) 歯科衛生士 4,480 円
- (3) 事務職等 3,080 円

2 歯科医療救護活動の時間が4時間を超える場合には、次の各号に規定する1時間単価に超過時間数を乗じて得た額を、前項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

- (1) 歯科医師 6,200 円
- (2) 歯科衛生士 1,120 円
- (3) 事務職等 770 円

3 前2項に置ける従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、前項各号に規定する1時間単位に100分の25を、午後10時から午前5時までの場合は、100分の50を乗じて得た額を、第1項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

(実費弁償)

第2条 歯科医療救護活動を行うに当たり、歯科医師が所有する医薬品、衛生材料等を使用した場合は、甲がその実費を負担する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市保険センター内

乙 社団法人 流山市歯科医師会

会 長 奈良 文雄

資料 61 災害時における業務協定書（流山環境保全協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と流山環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における廃棄物等の処理のための応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次の協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 甲が、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

- (1) 廃棄物の撤去
- (2) 廃棄物の収集運搬
- (3) し尿の収集運搬
- (4) その他協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 乙は、要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは速やかに業務報告書を甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑化を図るため、甲、乙共に事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において乙が要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の発生）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和 52 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号）の規定により補償する。

（会員の状況等の報告）

第 9 条 乙は、本協定に係る組合員の人員、車両等に変更が生じた場合は、毎年 5 月末までに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 10 条 この協定は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、終了 30 日前までに、甲

又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月7日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市流山2丁目312番地

乙 流山環境保全協同組合

理事長 大橋 照司

資料 62 災害時の応援に関する協定書（長野県信濃町）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と信濃町長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は信濃町において、災害が発生し、被災市町独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第 2 条 甲及び乙は、各々の市町における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第 3 条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第 4 条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第 5 条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第 6 条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年4月11日

流山市長 井崎 義治

信濃町長 服部 洋

資料 63 災害時の応援に関する協定書（石川県能登町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と能登町長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は能登町において、災害が発生し、被災市町独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市町における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月8日

流山市長 井崎 義治

能登町長 持木 一茂

資料 64 救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本救助犬協会）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本救助犬協会（以下「乙」という。）は、救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第 2 条 この協定による業務は、流山市内の災害現場において、甲が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人命等検索活動（以下「検索活動」という。）とする。

（出動の要請）

第 3 条 甲は、検索活動のため救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、救助犬の出動を要請するものとする。

2 救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲等を考慮し、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第 4 条 会員は、救助犬とともに出動したときは、甲の現場責任者の指揮のもとに検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲及び乙が協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第 5 条 この協定による業務の終了は、甲の現場責任者が検索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による検索活動の続行が不可能と判断したときとする。

（費用の弁償）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により甲の要請する業務を乙が実施した場合において要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害現場等における損害等）

第 7 条 この協定に基づく会員並びに救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた障害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（理事等の名簿の提出）

第 8 条 乙は、甲に本協定に係る理事等の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を保管しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（連絡会）

第 9 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用するため、必要に応じ連絡会を開催するものとする。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

- 甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 井崎 義治
- 乙 東京都中野区中野 5 丁目 67 番 6 号
ビジネスハイツ中野 701 号
特定非営利活動法人 日本救助犬協会
理事長 小澤 宏之

「救助犬の出動に関する協定」実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、平成 17 年 8 月 8 日付けで流山市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本救助犬協会(以下「乙」という。)との間で締結した救助犬の出動に関する協定(以下「協定」という。)第 10 条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動対象災害等)

第 2 条 甲が乙に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建造物等の崩壊、倒壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (2) 建築物、その他の工作物等の崩壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命等検索活動が必要な災害
- (4) その他人命検索活動が必要な災害

(出動の要請)

第 3 条 甲は、協定第 3 条に規定する出動を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

ただし、乙との連絡がとれない場合、甲は乙に属する会員(以下「会員」という。)に対して直接要請することができるものとする。

この場合、甲は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

2 乙は、協定第 3 条に規定する出動の要請を受け出動態勢が整ったときは、次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間

(5) その他必要な事項

3 第1項及び第2項に定める連絡先は次のとおりとする。

区 分	連 絡 先		連 絡 方 法
流 山 市	昼	総務部総務課	電話 04(7150)6067 FAX 04(7158)4131
	休日 夜間等	総務部総務課 (管財課守衛室経由)	電話 04(7158)1180
日本救助犬協会 本部	昼	事務所 中西事務局長宅	電話 03(3385)3451 FAX 03(3385)3461 電話 042(592)3309 FAX 042(592)3309 携帯 090(6520)3641
	休日 夜間等	小澤理事長宅	電話 03(3387)8951 FAX 03(3387)5831 携帯 090(5583)9055
日本救助犬協会 千葉北部地区	昼夜 休日	地区責任者 松原和子宅	電話 04(7148)7620 FAX 04(7148)7626 携帯 090(5439)9815

(連携活動)

第4条 甲及び乙は、協定第4条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

第5条 乙は、出動隊の帰着後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊(救助犬の頭数、人員、車両)
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(費用の弁償)

第6条 甲は、前第5条に基づく乙からの通知をもって費用の請求があったものとみなし、内容等を確認し、活動に要した費用を乙に支払うものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(疑義の決定)

第7条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 井崎 義治

乙 東京都中野区中野 5 丁目 67 番 6 号
ビジネスハイツ中野 701 号
特定非営利活動法人 日本救助犬協会
理事長 小澤 宏之

資料 65 災害時における放送要請に関する協定書（株式会社 JCN コアラ葛飾（旧株式会社 コアラテレビ））

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 57 条の規定及び流山市地域防災計画に基づき、流山市（以下「甲」という。）が株式会社コアラテレビ（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、法第 56 条の規定に基づく通知又は要請が緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設により通信することができない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第 3 条 甲は、乙に対し放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、かつ、円滑なものとするため連絡責任者を置くこととし、甲にあっては流山市防災担当課長、乙にあっては株式会社コアラテレビ編成担当部長を連絡責任者とする。

（疑義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市
流山市長 井崎 義治

松戸市新松戸 3 丁目 55 番地

乙 株式会社コアラテレビ
代表取締役社長 岡村 雅宜

「災害時における放送要請に関する協定」実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成17年8月8日付けで流山市(以下「甲」という。)が株式会社コアテレビ(以下「乙」という。)との間で締結した災害時における放送要請に関する協定(以下「協定」という。)第6条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲が、協定第2条に基づき乙に行う放送要請の範囲は、次の場合とする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。
- (2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次の場合とする。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における混乱を防止するための指示等

ウ 前各号のほか、甲が特に必要と認めるもの

(要請の手續)

第3条 甲は、緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等により放送要請の予告をした後、文書(様式1)により乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

(疑義の決定)

第4条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

松戸市新松戸3丁目55番地

乙 株式会社コアテレビ

代表取締役社長 岡村 雅宜

資料 66 災害時における物資の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、応急措置のため、緊急に必要なが生じた物資の供給について、流山市（以下「甲」という。）と流山石油商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 2 条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、文書（様式 1）により、乙へ要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（費用弁償）

第 4 条 甲は、前条の規定により供給を受けた物資の代金を、災害が発生した時における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期日終了 30 日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
甲 流山市
流山市長 井崎 義治

流山市鱈ヶ崎 10 番地の 1
乙 流山石油商組合
組合長 山野辺 繁

資料 67 災害時における燃料の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、災害応急対策に使用する災害対策本部活動車両等の燃料供給について、流山市（以下「甲」という。）と流山石油商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（本部活動用車両等）

第 2 条 この協定において「災害対策本部活動用車両等」とは、流山市の表示を掲げた甲所有の車両、消防車両、発電機等の防災資機材、その他甲が災害応急対策に必要と認めた車両及び防災資機材とする。

（燃料の種類）

第 3 条 燃料の種類は、ガソリン、軽油及び灯油とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は、支障のない範囲で甲からの要請に応じるものとする。

（要請の手続）

第 4 条 甲は、災害時に燃料の供給を受けようとするときは、災害時燃料供給要請書（様式 1）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式 1 に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

2 乙は、甲からの災害時燃料供給要請書（様式 1）又は電話による要請を受けたときは、速やかに乙の組合員店へ要請するものとする。

（供給の方法）

第 5 条 前条の規定による要請後、甲は、乙の組合員店において、別紙記載の災害時燃料給油券（以下「給油券」という。）A、B により燃料の供給を受けるものとする。

2 前項の規定により甲から要請を受けた乙の組合員店は、甲に対し、優先的に燃料を供給するものとする。

3 前項の規定による燃料供給後、給油券 A は甲が保管し、給油券 B は乙の組合員店が保管するものとする。

（費用弁償）

第 6 条 甲は、前条 3 項に基づく乙からの給油券 B の請求をもって費用の請求があったものとみなし、乙に支払うものとする。

2 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を災害が発生した時における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（会員の状況等の報告）

第 7 条 乙は、本協定に係る組合員及び業種等に変更が生じた場合は、毎年 4 月末までに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期間終了 30 日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1丁目1番地の1
甲 流山市
流山市長 井崎 義治

流山市鱒ヶ崎10番地の1
乙 流山石油商組合
組合長 山野辺 繁

資料 68 流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、流山市長(以下「甲」という。)と北上市長(以下「乙」という。)との協議により、流山市又は北上市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年11月3日

流山市長 井崎 義治

北上市長 伊藤 彬

資料 69 地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書（流山建設業協同組合）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「甲」という。）と流山建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事生産基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第

50号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この規定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市青田520番地の1

乙 流山建設業協同組合

理事長 川畑 哲則

別 表

人件費・機材費

職種及び機材	単位	単価(円)
作業員	1人/1時間労務単位	2,500
電気通信設備技術者	1人/1時間労務単位	3,700
機械工	1人/1時間労務単位	2,600
2t ダンプトラック	1台/1日あたり	7,000
4t ダンプトラック	1台/1日あたり	15,000
4t クレーン付トラック	1台/1日あたり	15,000
タイヤショベル	1台/1日あたり	15,000
発動発電機(50KVA)	1台/1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

資料 70 災害時における食糧等の供給に関する協定書（株式会社セブン・イレブン・ジャパン）

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が流山市内において発生し、応急措置のため緊急に食糧等の生活物資の必要が生じた場合、その供給について流山市(以下「甲」という。)と株式会社セブン・イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う生活救援対策等に必要な食糧等の生活物資の供給に関し、乙が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものである。

(協力の内容)

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、甲が指定する食糧等の生活物資を供給することとし、甲の指定する物資供給拠点又は避難所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

(要請手続き)

第3条 甲は、乙に対する要請を行うときは、乙に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(費用弁償等)

第4条 甲は、第2条の規定により乙が優先供給する食糧等の生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに甲・乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定は、さらに1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成19年2月1日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

東京都千代田区二番町8番地8

乙 (株)セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 山口 俊郎

資料 71 災害時の救助活動に関する協定書（流山市薬剤師会）

流山市における災害時の医療救護活動を円滑に行うため、流山市（以下「甲」という。）と流山市薬剤師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は、甲の要請に基づき、負傷者の応急手当に必要な医薬品及び衛生材料を提供することとし、甲の指定する救護所まで搬送を行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、応急手当に必要な医薬品及び衛生材料の仕分けを行うこととし、甲の指定する救護所に薬剤師を派遣するものとする。

（要請の手続）

第 3 条 甲は、医療救護活動を要請しようとするときは、要請理由、業務内容、日時、実施場所その他必要な事項を文書（様式 1）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

（価格及び費用）

第 4 条 医薬品及び衛生材料の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙の仕入れ価格又は乙の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲及び乙が協議のうえ決定する。

2 甲の要請に基づき、乙の指示により医療救護活動に従事した薬剤師に対する費用は、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（費用弁償）

第 5 条 甲の要請に基づき、乙が応援協力をした場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 医薬品及び衛生材料の経費
- (3) その他医療活動に要する経費

2 乙は、経費を請求するときは、文書により請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（合同訓練）

第 6 条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年千葉県市町村総合事務組合条例第 14 条）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

（薬事紛争発生の措置）

第 8 条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に薬事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月2日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市
流山市長 井崎 義治

流山市西初石4丁目1433番地の1

乙 流山市保健センター内
流山市薬剤師会
会 長 板津 邦彦

資料 72 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山造園土木業組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と流山造園土木業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

（1）災害の状況及び活動内容

（2）応急対応に必要とする人員、建設資機材等

（3）応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

（1）活動の内容

（2）活動の人員と期間

（3）活動の場所

（4）活動の効果

（5）事故のあった場合はその内容

（6）その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第

50号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年12月17日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市
流出市長 井崎 義治

流出市若葉台3番地の58

乙 流山造園土木業組合
会長 小谷 昇

別表

人件費・機材費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1人/1時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1人/1時間労務単価	3,700
機械工	1人/1時間労務単価	2,600
2tダンプトラック	1台/1日あたり	7,000
4tダンプトラック	1台/1日あたり	15,000
4tクレーン付トラック	1台/1日あたり	15,000
タイヤショベル	1台/1日あたり	15,000
発動発電機(50KVA)	1台/1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。